

管理計画認定手続支援サービス利用規約新旧対照表

(改正後)	(改正前)
<p style="text-align: center;">管理計画認定手続支援サービス利用規約</p> <p>第5章 事前確認及び管理計画認定申請 (事前確認適合証の発行)</p> <p>第9条 2 事前確認適合証は、<u>事前確認時の添付書類のうち事業年度ごとに作成される書類（貸借対照表、収支計算書等）の対象となっている事業年度が、管理計画認定の申請日が属する事業年度の前年度（当該前年度がない場合は、申請日を含む事業年度）である場合にのみ効力を有するもの</u>とします。</p> <p>(管理計画認定の申請)</p> <p>第10条 3 <u>一般社団法人日本マンション管理士会連合会（以下「日管連」といいます。）の運営する「マンション管理適正化診断サービス（以下「診断サービス」といいます。）を併用する利用者に関する本システム上の添付書類データは、日管連に共有されます。</u></p> <p>(認定基準を満たしていないと認められる場合)</p> <p>第11条 2 前項の場合、センターは、事前確認申請日から1年を経過した<u>場合に、又は、事前確認申請日から1年を経過する前であっても、利用者から申出があった場合若しくは利用者の承諾を得た場合に、当該マンションの申請情報及び添付書類データを本システムから削除できるもの</u>とします。</p> <p>(事前確認者による事前確認を予め受けた場合)</p> <p>第12条 2 前項の利用者のうち管理協の運営する評価制度を併用しない者は、申請情報の登録及び添付書類データのアップロード<u>の完了後、</u></p>	<p style="text-align: center;">管理計画認定手続支援サービス利用規約</p> <p>第5章 事前確認及び管理計画認定申請 (事前確認適合証の発行)</p> <p>第9条 2 事前確認適合証の有効期間は、事前確認適合証の発行日から、認定権者による管理計画認定日を起算日として5年を経過する日の前日までとします。</p> <p>(管理計画認定の申請)</p> <p>第10条 <u>(追加)</u></p> <p>(認定基準を満たしていないと認められる場合)</p> <p>第11条 2 前項の場合、センターは、事前確認申請日から1年を経過した<u>ときに、</u>当該マンションの申請情報及び添付<u>データ書類</u>を本システムから削除できるものとします。</p> <p>(事前確認者による事前確認を予め受けた場合)</p> <p>第12条 2 前項の利用者のうち管理協の運営する評価制度を併用しない者は、申請情報の登録及び添付書類データのアップロード<u>が完了後、</u></p>

本システムから管理者等が自ら申請ボタンを押下することにより、認定権者に管理計画認定の認定申請を行ってください。

第6章 認定審査

(管理計画認定審査への協力)

第13条

2 前項の管理計画について疑義等が生じた場合、認定権者が利用者に対し本システムを通じて照会、依頼等のためのメールを発信する可能性があります。その際、当該照会等の情報は、利用者等の以後の円滑な対応を図るため、事前確認者及び管理協の運営する評価制度を併用する利用者にとっては管理協、日管連の運営する診断サービスを併用する利用者にとっては日管連に共有されます。

(認定通知書及び管理計画認定の更新等)

第15条

2 管理計画の認定の有効期間は、法第5条の16第1項の規定に基づき、管理計画の認定を受けた日から5年間（認定を受けた日の翌日から起算します。ただし、認定の効力は、認定を受けた日から生じるものとします。）となります。

3 前項の認定は、法第5条の16第1項の規定に基づき、5年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失います。認定の更新がされたときは、その認定の有効期間は、従前の認定の有効期間の満了日の翌日から5年間となります。

4 前項の認定の更新に係る認定権者への申請（以下「認定の更新申請」といいます。）が可能な期間は、マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行規則第1条の13第1項の規定により、従前の認定の有効期間の満了日前6か月以内ですが、認定の更新申請のための事前確認申請（本システムへの申請情報の登録）は、従前の認定の有効期間の満了日の1年前から行うことができます。

第12章 個人情報

(個人情報の取扱い)

第25条

3 センターは、本システムを利用する利用者の個人情報について、公益財団法人マンション管理センター 個人情報保護方針に基づ

本システムから管理者等が自ら申請ボタンを押下することにより、認定権者に管理計画認定の認定申請を行ってください。

第6章 認定審査

(管理計画認定審査への協力)

第13条

(追加)

(認定通知書)

第15条

2 管理計画の認定の有効期間は、法第5条の16第1項の規定に基づき、認定権者による管理計画認定日を起算日として5年を経過する日までとなります。

(追加)

(追加)

第12章 個人情報

(個人情報の取扱い)

第25条

3 センターは、本システムを利用する利用者の個人情報について、公益財団法人マンション管理センター 個人情報保護方針に基づ

き、適切に取り扱うものとします。

第13章 禁止事項、契約の解除及び利用中止
(利用者の契約の解除)

第27条

2 センターは、第10条第2項又は第12条第2項若しくは第4項による管理計画認定の申請後に前項の規定により利用契約が終了した場合は、本システムに保管された申請情報及び添付書類データの返却及び消去を行わないものとします。

3 センターは、第1項の規定により利用契約が終了した場合であっても、管理計画認定の効力が存続している間は、第16条に基づく管理計画認定マンション閲覧サイトにおける認定マンションの公開を続けるものとします。

(施行期日)

第1条 本規約は、令和8年4月1日から施行します。ただし、第15条第2項は、令和4年4月1日に遡って適用するものとします。

き、適切に取扱うものとします。

第13章 禁止事項、契約の解除及び利用中止
(利用者の契約の解除)

第27条

2 センターは、第10条第2項又は第12条第2項若しくは第4項による管理計画認定の申請後に前項の規定により契約が終了した場合は、本システムに保管された申請情報、添付書類データの返却及び消去を行わないものとします。

3 センターは、第1項の規定による契約が終了した場合であっても、管理計画認定の効力が存続している間は、第16条に基づく管理計画認定マンション閲覧サイトにおける認定マンションの公開を続けるものとします。